

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
平成30年2月13日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	7件
国民年金関係	5件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700318号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700195号

## 第1 結論

請求者のA社における平成19年10月1日から平成23年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成19年10月は9万8,000円から28万円、平成19年11月から平成20年7月までは9万8,000円から26万円、平成20年8月は9万8,000円から24万円、平成20年9月及び同年10月は9万8,000円から26万円、平成20年11月は9万8,000円から22万円、平成20年12月は9万8,000円から24万円、平成21年1月は9万8,000円から20万円、平成21年2月は9万8,000円から24万円、平成21年3月から同年5月までは9万8,000円から22万円、平成21年6月及び同年7月は9万8,000円から24万円、平成21年8月は9万8,000円から20万円、平成21年9月から同年11月までは9万8,000円から24万円、平成21年12月から平成22年8月までは9万8,000円から22万円、平成22年9月から同年11月までは9万8,000円から24万円、平成22年12月は9万8,000円から22万円、平成23年1月は9万8,000円から20万円、平成23年2月から同年4月までは9万8,000円から24万円とする。

平成19年10月から平成23年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規程により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年10月から平成23年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成19年10月1日から平成23年5月1日まで  
請求期間の標準報酬月額の記録が、実際の給与額と比べて低い額となっている。標準報酬月額を訂正し、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者記録は、A社において確認できるところ、請求者から提出された給与明細書及び給与所得の源泉徴収票、課税庁から提出された給与支払報告書及び所得照会回答用証明書（以下「給与明細書等」という。）、年金事務所から提出された滞納処分票及び事故調査資料並びに商業登記簿謄本等により、請求者は、同社又は同社の関連会社であるB社から給与の支払を受けていたことが確認又は推認できる。

また、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、9万8,000円と記録されているところ、給与明細書等により、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時及び4月から6月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（平成19年10月から平成20年8月までは28万円、平成20年9月から平成21年8月までは26万円、平成21年9月から平成22年8月までは24万円）又は報酬月額に相当する標準報酬月額（平成22年9月から同年11月までは26万円、平成22年12月及び平成23年1月は24万円、平成23年2月から同年4月までは26万円）はオンライン記録を超えており、当該標準報酬月額と同額又は異なる標準報酬月額（平成19年10月は28万円、平成19年11月から平成20年7月までは26万円、平成20年8月は24万円、平成20年9月及び同年10月は26万円、平成20年11月は22万円、平成20年12月は24万円、平成21年1月は20万円、平成21年2月は24万円、平成21年3月から同年5月までは22万円、平成21年6月及び同年7月は24万円、平成21年8月は20万円、平成21年9月から同年11月までは24万円、平成21年12月から平成22年8月までは22万円、平成22年9月から同年11月までは24万円、平成22年12月は22万円、平成23年1月は20万円、平成23年2月から同年4月までは24万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、給与明細書等において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成19年10月は28万円、平成19年11月から平成20年7月までは26万円、平成20年8月は24万円、平成20年9月及び同年10月は26万円、平成20年11月は22万円、平成20年12月は24万円、平成21年1月は20万円、平成21年2月は24万円、平成21年3月から同年5月までは22万円、平成21年6月及び同年7月は24万円、平成21年8月は20万円、平成21年9月から同年11月までは24万円、平成21年12月から平成22年8月までは22万円、平成22年9月から同年11月までは24万円、平成22年12月は22万円、平成23年1月は20万円、平成23年2月から同年4月までは24万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か

については、元事業主からは、平成 19 年 10 月 1 日から平成 23 年 5 月 1 日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られないが、平成 19 年 10 月から平成 23 年 4 月までの期間について、給与明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成 19 年 10 月 1 日から平成 23 年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700348号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700196号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成16年7月22日は3万円、平成16年12月21日は11万6,000円、平成17年7月15日は16万円、平成17年12月20日は17万2,000円、平成18年7月20日は17万6,000円、平成18年12月20日は19万4,000円、平成19年7月20日は20万5,000円、平成19年12月20日は22万5,000円、平成20年7月23日は17万4,000円、平成20年12月19日は16万5,000円、平成21年7月24日及び平成21年12月18日は13万5,000円に訂正することが必要である。

平成16年7月22日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年7月20日、平成18年12月20日、平成19年7月20日、平成19年12月20日、平成20年7月23日、平成20年12月19日、平成21年7月24日及び平成21年12月18日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年7月22日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年7月20日、平成18年12月20日、平成19年7月20日、平成19年12月20日、平成20年7月23日、平成20年12月19日、平成21年7月24日及び平成21年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和61年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年7月22日  
② 平成16年12月21日  
③ 平成17年7月15日  
④ 平成17年12月20日  
⑤ 平成18年7月20日  
⑥ 平成18年12月20日  
⑦ 平成19年7月20日

- ⑧ 平成 19 年 12 月 20 日
- ⑨ 平成 20 年 7 月 23 日
- ⑩ 平成 20 年 12 月 19 日
- ⑪ 平成 21 年 7 月 24 日
- ⑫ 平成 21 年 12 月 18 日

A社から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳、A社から提出された請求者に係る賞与明細書及び複数の同僚の訂正請求時に提出された賞与明細書により、請求者は、同社から、請求期間①は3万円、請求期間②は11万6,000円、請求期間③は16万円、請求期間④は17万2,000円、請求期間⑤は17万6,000円、請求期間⑥は19万4,000円、請求期間⑦は20万5,000円、請求期間⑧は22万5,000円、請求期間⑨は17万4,000円、請求期間⑩は16万5,000円、請求期間⑪及び⑫は13万5,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認又は推認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年7月22日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年7月20日、平成18年12月20日、平成19年7月20日、平成19年12月20日、平成20年7月23日、平成20年12月19日、平成21年7月24日及び平成21年12月18日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700375号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700197号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成16年12月21日は11万1,000円、平成17年7月15日は16万3,000円、平成17年12月20日は18万8,000円、平成18年7月20日は19万6,000円、平成18年12月20日は16万2,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年7月20日及び平成18年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年7月20日及び平成18年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和60年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月  
② 平成17年7月  
③ 平成17年12月  
④ 平成18年7月  
⑤ 平成18年12月

A社から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳、A社から提出された請求者に係る賞与明細書及び複数の同僚の訂正請求時に提出された賞与明細書により、請求者は、同社から、請求期間①は11万1,000円、請求期間②は16万3,000円、請求期間③は18万8,000円、請求期間④は19万6,000円、請求期間⑤は16万2,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事

業主により当該賞与から控除されていたことが確認又は推認できる。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日については、上述の預金通帳及び複数の同僚のオンライン記録により、請求期間①は平成16年12月21日、請求期間②は平成17年7月15日、請求期間③は平成17年12月20日、請求期間④は平成18年7月20日、請求期間⑤は平成18年12月20日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年7月20日及び平成18年12月20日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。



厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700288号

厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1700030号

## 第1 結論

昭和61年\*月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和41年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年\*月から平成3年3月まで

私は、請求期間当時、大学生であったため、実家に住む母親が昭和61年\*月頃に私の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていたの、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間の保険料を母親が納付してくれていたとしているところ、その母親は、国民年金加入期間において保険料を全て納付している。

しかしながら、請求者は、請求期間の国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれたとする母親から聴取を行ったものの、請求期間の保険料を納付していたことがわかる陳述を得ることはできず、保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、請求者の現在の年金記録を管理している基礎年金番号(平成9年1月から使用されている制度共通の記号番号)は、平成9年1月時点で加入していた厚生年金保険に係る記号番号において付番されていることが確認できる。ところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者に対しては、国民年金手帳記号番号(平成8年12月まで使用されていた国民年金に係る記号番号)がこれまでに払い出された形跡は見当たらない。このため、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、母親は請求期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、紙台帳検索システムによると、請求者が、請求期間当時に居住していたとするA市及びB市のいずれにおいても、請求者に係る国民年金被保険者名簿等の帳票類が索出されないため、請求期間について国民年金加入手続きが行われ、保険料が納付されていた形跡がうかがえない。

加えて、母親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700293号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1700031号

## 第1 結論

平成元年1月から平成2年6月までの請求期間、平成2年10月から平成3年3月までの請求期間及び平成4年1月から平成14年4月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成元年1月から平成2年6月まで  
② 平成2年10月から平成3年3月まで  
③ 平成4年1月から平成14年4月まで

私は、昭和62年3月に会社を退職したため、A市役所で国民年金の加入手続を行った。請求期間の大半の保険料は、妻が、毎月、郵送されてきた納付書により私の分と一緒にB金融機関C支店で納付してくれていた。妻が出産のため帰省していたときは、私が同じ金融機関で妻の分と一緒に2回ほど保険料を納付した。請求期間①、②及び③について、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(平成8年12月まで使用されていた国民年金に係る記号番号)は、オンライン記録におけるその前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、昭和62年3月頃に払い出されたものと推認される。請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金加入手続は、昭和62年3月頃に初めて行われ、この加入手続の際に、請求者が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和62年3月に国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この請求者の国民年金手帳記号番号は、その後、平成9年1月に請求者の基礎年金番号(平成9年1月から使用されている制度共通の記号番号)として付番されており、加入手続以降の請求者の年金記録は、同手帳記号番号により管理されている。

オンライン記録によると、請求者は、上述の加入手続以降、平成14年5月に厚生年金保険被保険者資格を取得するまで継続して国民年金被保険者であり、同様に国民年金被保険者であった妻と共に、請求期間①、②及び③の保険料を納付

することが可能であった。

しかしながら、請求者及び妻は、請求期間①、②及び③の夫婦二人分の保険料は、妻が、毎月、B金融機関C支店で納付し、請求期間①のうち妻が出産のため帰省していたときは、請求者が同金融機関で納付した旨陳述しているところ、B金融機関（本店）は、窓口で保険料を納付する場合の依頼書の保存期間は10年としており、請求期間①、②及び③に係る納付依頼書が保存されていないことから、当時の状況を確認することができない。

また、請求者及び妻は、毎月夫婦二人分の保険料を納付したとしているところ、オンライン記録によると、請求期間①と②に挟まれた平成2年7月から同年9月までの保険料が、請求者及び妻共に、時効間際の平成4年8月に過年度保険料として遡って納付されており、請求期間②直後の平成3年4月から同年12月までの保険料が、平成3年7月から平成4年3月までの間に不規則に納付されていることから、請求者及び妻の陳述と相違する。

さらに、請求期間①、②及び③は合計148か月に及び、妻も同様にこれら期間の保険料は未納と記録されているところ、上述のとおり、請求者の加入手続以降の年金記録は、昭和62年3月頃に払い出された手帳記号番号により管理されており、妻の年金記録も、昭和61年8月頃に払い出された手帳記号番号により一貫して管理されていることから、これだけ長期にわたり、夫婦共に記録が遺漏するとは考え難いほか、A市の請求者及び妻に係る国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、請求期間①、②及び③は夫婦共に納付されていた形跡は見当たらないことを踏まえると、請求者及び妻が請求期間①、②及び③の保険料を納付したと推認する事情を見いだすことができない。

加えて、請求期間①及び②、並びに③のうち、平成4年1月から平成8年12月までの期間（国民年金手帳記号番号が使用されていた時期）については、請求者及び妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

このほか、請求期間③のうち、平成9年1月から平成14年4月までの期間については、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の保険料の納付に係る期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、当該期間に係る年金記録の過誤は考え難い上、当該期間について、請求者及び妻が当該期間の保険料を納付していたことが確実に認められる関連資料はなく、ほかに請求者の主張とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700298号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1700032号

## 第1 結論

昭和51年\*月から昭和55年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年\*月から昭和55年3月まで

私の国民年金については、20歳となる昭和51年の正月に年金の話が出て、母親が、私が20歳になるときに加入手続きを行い、その後、保険料の納付を行ってくれたことを覚えている。

母親は、請求期間当時、年金の集金の仕事をしており、私の保険料を未納とするはずはないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、国民年金加入期間において保険料の未納はない。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親から聴取しても、当時の記憶は必ずしも明確ではないことから、請求者に係る加入手続き及び保険料の納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム、紙台帳検索システム、国民年金受付処理簿、請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況及びオンライン記録によると、請求者の手帳記号番号は、昭和55年4月頃に払い出されたものと推認され、請求者に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続きは、この頃に初めて行われ、この際、昭和55年4月1日に被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、母親が、請求者の20歳到達時に加入手続きを行った形跡は見当たらない。

さらに、請求者は、請求期間当時、大学生であった旨陳述しており、請求期間において、国民年金の任意加入対象者に該当していたと考えられるところ、任意加入対象期間については、制度上、遡って被保険者資格を取得することはできな

いことから、上述の加入手続時期（昭和 55 年 4 月頃）において、大学を卒業した直後の昭和 55 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得する事務処理に不自然な点はなく、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、母親は、請求期間の保険料を、請求期間当時、納付することもできず、遡って被保険者資格を取得し、納付することもできなかつたものと考えられる。

このほか、請求者に係る国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿等においても、オンライン記録と同様、請求期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらない上、母親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、母親が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700316号

厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1700033号

## 第1 結論

昭和38年3月から昭和44年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和14年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和38年3月から昭和44年2月まで

私は、A事業所に勤めていた近所の人から保険の勧誘に自宅に来た際、国民年金に任意で加入すれば先々楽だからとの話をしてくれたため、昭和38年3月又は同年4月頃に、その人に国民年金の加入手続を依頼した。保険料の納付については、その人が自宅に集金に来てくれ、当時、100円であった保険料を年払いしていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間の保険料月額について、100円と記憶しているところ、その保険料月額は、請求期間の過半の保険料月額と一致している。

しかしながら、請求期間当時、保険料を納付するには国民年金手帳を用いていたところ、請求者の請求期間に係る国民年金手帳の受領の有無、請求期間における保険料額の変更等に関する記憶が必ずしも明確でなく、請求期間の保険料の納付に関する詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム、国民年金被保険者台帳、オンライン記録及び請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和44年3月頃に払い出されたものと推認され、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に初めて行われ、その際に、昭和44年3月に任意加入被保険者として資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、請求者が現在所持している国民年金手帳には、昭和44年3月に任意

加入被保険者として国民年金被保険者資格を取得したことが記載されている上、請求者が請求期間当時に居住していたとするB市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者記録においても、オンライン記録と同様、昭和44年3月に任意加入被保険者として国民年金被保険者資格を取得したとされており、いずれの資料からも、請求者が請求期間において国民年金に加入し、保険料を納付していたとする事情を導き出すことができない。

加えて、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700355号

厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1700034号

## 第1 結論

昭和49年11月から昭和55年7月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年11月から昭和55年7月まで

昭和49年11月にA社に入社し、入社時にオーナーと給料から国民年金保険料を天引きする契約をし、請求期間は、A社の寮に住み込みで勤務していたが、この期間の保険料が未納となっている。

しかし、昭和\*年から昭和\*年まで勤務していた同僚も、勤務期間に保険料の未納があるとして、平成21年に第三者委員会に申出し、第三者委員会担当者から私に照会があったが、その際、私については昭和50年から昭和60年間の保険料は納付済みであると聞いた。また、昭和\*年\*月まで勤務した別の同僚が、自身の年金記録について社会保険事務所(当時)に確認に行った際、A社の昭和50年の銀行取引用紙に、私の旧姓が記載されていたとも聞いており、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和51年10月にB市C区において払い出されており、請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、請求者の国民年金加入手続は、昭和51年11月に行われたものと推認される。請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金加入手続は、この頃に初めて行われ、請求者が20歳に到達した昭和46年\*月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。

この請求者の国民年金加入手続時期(昭和51年11月頃)を基準とすると、請求期間のうち昭和49年11月から昭和51年3月までの期間の保険料は過年度保険料として、昭和51年4月から昭和55年7月までの保険料は現年度保険料として納付することが可能であった。

しかしながら、請求者は、国民年金加入手続及び請求期間の保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする、当時請求者が勤務していた事業所の事業主は既に亡くなっていることから、当時の状況を確認することができず、当時の状況の詳細は不明である。

また、請求者は、請求期間当時、A社の事業主が給料から保険料を控除し、従業員に代わって保険料を納付していた旨陳述しているところ、当時、A社に關係した者の国民年金被保険者台帳によると、請求期間において、i) 未納期間がある者、ii) 過年度納付の事蹟がある者、iii) 申請免除が承認された事蹟がある者が確認でき、当時、事業主が従業員に代わってその保険料を納付していたと推認することができない。

さらに、請求者は、当時の同僚が、平成 21 年に年金記録確認D地方第三者委員会に申出し、同委員会担当者からの聴取を受けた際、同担当者から請求者の昭和 50 年から昭和 60 年の間の保険料は納付済みであると聞いた旨陳述しているが、オンライン記録及びB市の請求者に係る被保険者名簿共、請求者は、昭和 55 年 8 月（請求期間の終期直後）に国民年金被保険者資格を喪失しており、それ以降、昭和 60 年まで保険料が納付されたとは考え難いほか、それ以前の期間は未納期間として記録され、資格記録及び納付記録が訂正された形跡も見当たらないことから、平成 21 年時点において請求者の当該期間の保険料が納付済みであったと推認する事情を見いだすことができない。

加えて、請求者は、昭和\*年\*月まで勤務していた別の同僚が、その同僚の年金記録を社会保険事務所（当時）で確認した際、A社の昭和 50 年の銀行取引用紙に請求者の旧姓が記載されていたと聞いたとも陳述しているが、当該同僚が見た書類が何であるかは不明である上、上述のとおり請求期間当時、事業主が従業員に代わってその保険料を納付していたと推認することができないことを踏まえると、請求者の陳述をもって請求期間の保険料が納付されていたと推認することができない。

その上、請求者に係る国民年金被保険者台帳の昭和 53 年度及び昭和 55 年度欄には、納付書送付の事蹟が記録されており、当時、請求期間の保険料が全て現年度保険料として納付されていたとは考え難いところ、B市の請求者に係る国民年金被保険者名簿においても、請求期間はオンライン記録と同様に保険料未納と記録されている。

このほか、当時、請求者が勤務していた事業所の事業主が、請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700300号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700198号

## 第1 結論

昭和30年7月から昭和32年10月までの請求期間について、請求者のA事業所及びB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和32年11月から昭和35年10月4日までの請求期間について、請求者のC事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和9年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和30年7月から昭和32年10月まで  
② 昭和32年11月から昭和35年10月4日まで

請求期間①について、A事業所に勤務した際の厚生年金保険の記録がない。

請求期間②について、C事業所に勤務した際の厚生年金保険の記録がない。

請求期間①及び②について、正社員として勤務し厚生年金保険料も控除されていたはずなので、年金記録に反映するように記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、請求者はD県E市にある「A事業所」に勤務していた旨陳述しているところ、オンライン記録及び事業所名簿検索システムでは、当該所在地において同事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、当該所在地を管轄する機関に確認したものの、同所在地では、「A事業所」という名称の事業所は確認できない。

また、請求者の陳述する所在地には、名称が類似するB社という厚生年金保険の適用事業所が確認できることから、同社に調査したものの、請求期間①当時に「A事業所」があったか否かについては不明である旨陳述している。

さらに、請求期間①にB社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者が、請求者が同社に勤務していた旨陳述していることから、当該期間に係る同社の健康保険厚生年金被保険者名簿を確認したものの、当該名簿には健康保険の番号に欠番はないところ、請求者の氏名は確認できない。

加えて、B社は、資料の保存がないため請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除については分からない旨回答している上、上述の同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者からも、請求期間①に請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる陳述は得られない。

このほか、請求者の請求期間①におけるA事業所及びB社に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者がA事業所及びB社の厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②について、D県全住宅案内図帳F市（昭和32年）により、請求者が記憶する所在地とおおむね一致する場所にC事業所があったことが確認できる上、請求期間②当時に同事業所で勤務していたとする複数の同僚は、請求者が同事業所に勤務していた旨回答していることから、勤務期間は特定できないものの、請求者が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによれば、請求者の記憶する所在地においてC事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、上述の同僚は、C事業所が法人となった際にG社に名称が変更された旨陳述しているところ、同社については、請求期間②より後の昭和41年2月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることが確認できる。

さらに、請求者は、請求期間②の厚生年金保険料の控除が確認できる資料を所持していない上、商業登記簿謄本によれば、G社は既に解散しており、同社の元事業主も資料の保存がないため、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除については分からない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間②におけるC事業所に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者がC事業所の厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700364号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700199号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和11年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和54年から昭和61年まで

請求期間にB市C区にあったA事業所から派遣され、D事業所、E事業所、F事業所及びG事業所の仕事として、H事業所の工場で修理を行った。

しかし、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、請求者は、B市C区のA事業所からD事業所、E事業所、F事業所及びG事業所に派遣されて、H事業所の工場で修理を行った旨を主張しているところ、オンライン記録によれば、B市C区のA事業所という事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、請求期間当時の電話帳によれば、B市C区にA事業所があったことが確認できない。

また、雇用保険の記録によれば、請求期間において請求者に係る雇用保険の被保険者記録を確認できない。

さらに、請求者の記憶から、請求者が派遣先の事業所としているD事業所はI社(本社の所在地は、J県K市)、E事業所及びF事業所はL社(昭和55年9月まではM社、所在地はN県O市)、G事業所はP社(所在地は、Q県R郡S町)であることが推認できるところ、これらの事業所又は当時の事業主に対して請求者について照会するも、請求者の勤務についての記録はない旨回答又は陳述しており、請求者が就業場所としているH事業所の工場はT社U工場(現在は、V社)であることが推認できるところ、V社は、T社U工場には工事請負業者が多数入場しており、請求期間当時の入退場に関する記録はない旨回答している。

加えて、請求者は、請求期間と一緒に働いていた同僚として記憶する者が既に死亡している旨陳述している上、当該同僚と考えられる者は、請求者の請求期間

において、厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、請求者は、請求期間に係る給与明細書等の保険料控除を確認できる資料を所持していない上、国民年金の加入記録によれば、請求期間のうち昭和 54 年 4 月から同年 6 月までの期間及び昭和 61 年 4 月から同年 12 月までの期間については、国民年金保険料を納付し、昭和 56 年 4 月から昭和 61 年 3 月までの期間については、申請免除承認期間となっていることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。